

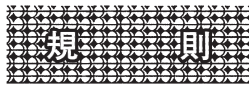


長野県報

1月26日(木)
平成18年
(2006年)
第1730号

目次

規 則	
勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則(労政課)	1
告 示	
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(3件)(道路維持課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路維持課)	3
広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更の許可(市町村課)	4
公 告	
表彰規則に基づく表彰(秘書広報チーム・市町村課)	4
災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定の解除(危機管理・消防防災課)	4
災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定(危機管理・消防防災課)	4
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定の解除(危機管理・消防防災課)	4
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定(危機管理・消防防災課)	4
一般競争入札(管財課)	4
労働委員会の委員の候補者の推薦(労政課)	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	6
平成17年度の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者の募集(雇用・人材育成課)	7
特定調達契約に係る落札者の決定(監理課技術管理室)	7
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課)	7
土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)	7
土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)	8
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(土地改良課)	8



勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成18年1月26日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第1号

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設管理規則(昭和42年長野県規則第9号)の一部を
次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(指定管理者の指定に関する準備行為)

3 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(平成17年長野県条
例第74号。以下「一部改正条例」という。)附則第2項の規定に

よりその例によることとされる一部改正条例による改正後の勤労
者福祉施設条例(昭和42年長野県条例第10号。以下「新条例」と
いう。)第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(附
則様式)によるものとする。

4 一部改正条例附則第2項の規定によりその例によることとされ
る新条例第7条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類
とする。ただし、同項の規定によりその例によることとされる新
条例第6条の申請を行うもの(以下「申請者」という。)につい
て知事はその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを
要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ず
るもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申
請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書
若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の

事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

- (4) 役員の名簿及び履歴書
 - (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (6) 申請者が新条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 附則の次に次の附則様式を加える。

(附則様式)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

㊞

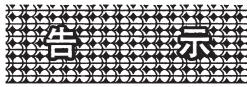
の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び団体の名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労 政 課



長野県告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年2月13日まで、長野県土木部道路維持課及び国土交通省飯田国道事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 361号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
塩尻市大字奈良井字カンベヤ沢乙2741番146地先から 塩尻市大字奈良井3067番1地先まで	旧	m 12.07~133.89	km 0.348
同 上	新	25.52~133.89	0.406

道路維持課

長野県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年2月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 361号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
塩尻市大字奈良井字松ノ木沢乙2727番の44地先から 塩尻市大字奈良井字カンベヤ沢乙2741番の146地先まで	旧	m 3.9~42.0	km 2.7285
同 上	新	3.9~42.0 11.5~64.0	2.7285 2.1650

道路維持課

長野県告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年2月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年1月26日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 大前須坂線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の45地先から 上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢1番の166地先まで	旧	m 5.0~11.0	km 0.3107
同 上	新	5.4~27.2	0.3107

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 大前須坂線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字牧字藤沢1560番のロ地先から 上高井郡高山村大字牧字藤沢1608番のイ地先まで	旧	m 4.2~10.2	km 0.2075
同 上	新	8.5~22.0	0.2075